

令和3年2月9日

株式会社トーヨーテクノ
代表取締役 岡部 信雄 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

検討委員会委員長 井 原 真 吾



御 依 頼 書

冠省

当法人は、貴社に対し、貴社が使用している工事請負契約約款の内容、貴社作成のチラシの表示について、令和2年7月3日付けで「問合せ書」と題する書面をお送りいたしました。同書面において、回答期限を同年8月7日までとさせていただき、これに対する貴社からのご回答の書面をお待ちしておりましたが、現在まで、ご回答いただくことができおりません。

つきましては、令和3年3月9日までに上記「問合せ書」に対してご回答いただきますよう、改めて本書面にてお願いする次第です。

なお、貴社から何らご回答いただけない場合、当法人としては、消費者の権利保護の観点から問題があると思われる状況を放置しておくことはできませんので、前記工事請負契約約款やチラシにつきまして、貴社に対して消費者契約法その他の法律に定められた差止請求権等の行使を検討せざるを得ません。

お忙しい中恐縮ではございますが、消費者被害を防止する活動の一環として、貴社のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、本書面と行き違いにご回答をお送りいただいたときは、ご容赦願います。

草々